

第3回静岡市・蒲原町合併協議会

第3回静岡市・由比町合併協議会

合同会議

日 時：平成16年6月30日（水）

午後1時30分から

場 所：蒲原町文化センター

4階「大会議室」

第3回静岡市・蒲原町合併協議会
第3回静岡市・由比町合併協議会
合同会議次第

日 時 平成16年6月30日(水)
午後1時30分から
場 所 蒲原町文化センター
4階「大会議室」

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事
 - (1) 協 議
基本項目について(協議結果報告)
法による特例項目について
一般項目について
 - (2) その他
- 4 閉 会

基本項目協議結果

基本項目

項 目	概 要
1 合併の方式	【平成 16 年 5 月 28 日開催第 2 回協議会提案：同日合意】 庵原郡蒲原町及び由比町を廃し、その区域を静岡市に編入するものとする。 なお、同区域は仮称 C 区（仮称清水区）の区域に編入するものとする。
2 合併の期日	【平成 16 年 5 月 28 日開催第 2 回協議会提案：同日合意】 平成 1 8 年 3 月 3 1 日とする。
3 合併後の市の名称	【平成 16 年 5 月 28 日開催第 2 回協議会提案：同日合意】 「静岡市」とする。
4 合併後の市の事務所の位置	【平成 16 年 5 月 28 日開催第 2 回協議会提案：同日合意】 静岡市の事務所の位置とする。
5 財産及び公の施設の取扱い	【平成 16 年 5 月 28 日開催第 2 回協議会提案：同日合意】 蒲原町及び由比町の財産及び公の施設は、すべて静岡市に引き継ぐものとする。

法による特例項目協議資料

法による特例項目

項 目	概 要	協 議 状 況 (結 果)
6 市議会議員の定数及び任期の取扱い	合併特例法の在任特例や定数特例などの特例制度を適用するかどうか協議する。	【平成 16 年 5 月 28 日開催第 2 回協議会提案：継続協議】
7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	合併特例法等の特例制度を適用するかどうか、適用する場合は、在任特例とするのか、複数の農業委員会を存続させるのか協議する。	【平成 16 年 5 月 28 日開催第 2 回協議会提案：継続協議】 〔 1 市 2 町の農業委員会で協議 〕
8 地方税の取扱い	合併特例法等の不均一課税等を適用するかどうか協議する。	【平成 16 年 5 月 28 日開催第 2 回協議会提案：継続協議】 「蒲原町及び由比町の区域の事業所税については、合併特例法第 10 条第 1 項の規定により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 5 年度に限り、課税免除を適用する。」ことについては、平成 16 年 5 月 28 日開催の第 2 回協議会で合意
9 一般職の職員の身分	一般職の職員の取扱いについては、旧自治体が消滅した時点でその身分は失われることになるが、合併特例法の規定によりすべての職員は合併市町村の職員として引き継がれることになる。 そこで、合併後の職員の身分の取扱いについて基本的な考え方を協議する。	【平成 16 年 5 月 28 日開催第 2 回協議会提案：同日合意】 蒲原町及び由比町の定数内の職員は、すべて静岡市の職員として引き継ぐものとする。 職員の任免、給与その他の身分取扱いについては、静岡市の職員と不均衡が生じないように公正に取扱うものとする。
10 地域審議会及び地域自治組織の取扱い	地域審議会、地域自治区及び合併特例区を設置するかどうか、設置する場合は、その基本的な考え方を協議する。 (地域自治区及び合併特例区については、当該事項に係る改正法が施行された場合の取り扱いを協議する。)	【平成 16 年 5 月 28 日開催第 2 回協議会提案：継続協議】

6 市議会議員の定数及び任期の取扱い

編入合併の場合の特例（別紙資料 2-3 頁のとおり）

1 定数特例

(1) 編入する市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、編入される市町村ごとに選挙区を設け、その選挙区ごとに人口比で算出した増加定数を編入する市町村の議員定数に加えた数をもって、合併市町村の議員の定数とすることができる。

この場合、合併時に編入された選挙区については増員選挙が行われることになる。

(2) この定数特例は、合併時の増員選挙のときだけでなく、合併後最初の一般選挙においても用いることができる。

2 在任特例

(1) 編入される市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、編入する市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。

(2) 合併時にこの特例を適用した場合、さらに合併後最初の一般選挙の際に、編入された旧市町村の区域で選挙区を設けて、選挙区ごとに定数特例による定数で選挙を行うことができる。

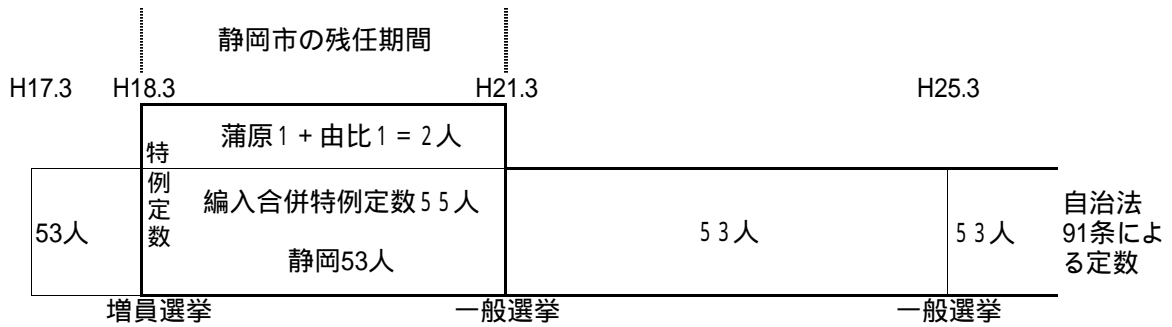
1-(1) 定数特例

編入される自治体の議員定数

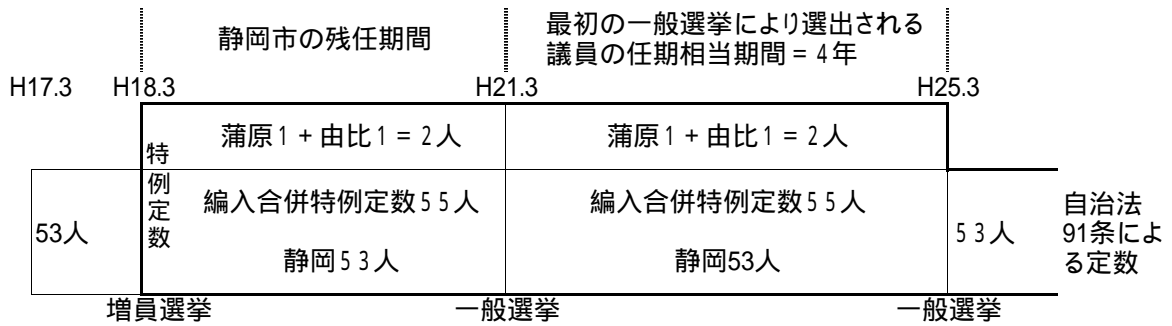
= 編入する自治体の議員定数 × 編入される自治体の国調人口 / 編入する自治体の国調人口

蒲原町: $53人 \times 13,454人 / 706,513人 = 1.0092人$ 1人

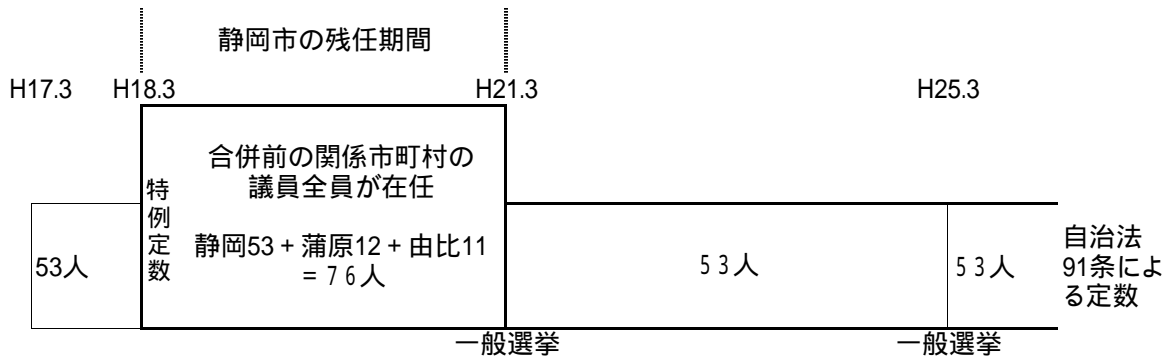
由比町: $53人 \times 10,013人 / 706,513人 = 0.7511人$ 1人



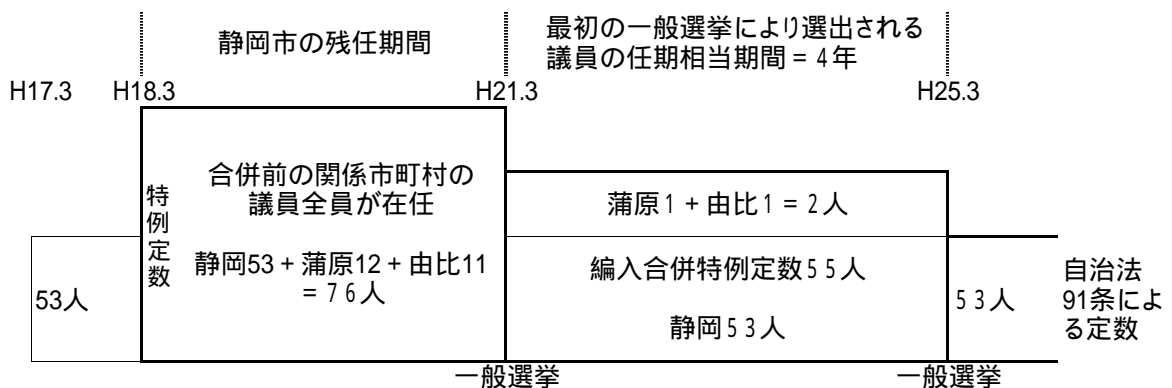
1-(2) 定数特例 + 定数特例



2-(1) 在任特例



2-(2) 在任特例 + 定数特例



7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

合併後の市町村に複数の農業委員会を置く場合

農業委員会は、1 市町村 1 農業委員会が原則だが、その区域を 2 以上に分けて、その区域ごとに農業委員会を置くことができる。

1 農業委員会等に関する法律第 34 条（境界の変更の場合の特例）を適用する場合

編入合併の場合

市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなつた市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなつた区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。（農業委員会等に関する法律第 34 条第 2 項）

2 農業委員会等に関する法律第 34 条（境界の変更の場合の特例）を適用しない場合

合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次の範囲内で引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合、編入合併も新設合併と同様に取扱われる。（合併特例法第 8 条第 3 項）

- ・ 人数：当該各区域の農業委員会ごとに、10 人以上 80 人以内
- ・ 任期：当該各区域の農業委員会ごとに、市町村の合併後 1 年を超えない範囲で当該協議で定める期間

合併後の市町村に 1 つの農業委員会を置く場合

合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次の範囲内で引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。（合併特例法第 8 条第 1 項）

編入合併の場合

- ・ 人数：40 人以内
- ・ 任期：編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

農業委員会の概要

1 農業委員会の性質

(地方自治法第180条の5、農業委員会等に関する法律第3条、同法施行令第2条)

農業委員会は、農業委員会等に関する法律及び地方自治法の規定に基づき、一定以上の農地面積(静岡県では90ha)のある市町村には必ず置かなければならない合議体の行政委員会

会長及び委員は、非常勤の特別職の地方公務員

2 農業委員会の所掌事務の主なもの

(農地法第4条、同法施行令第1条の7、農業委員会等に関する法律第6条、)

- ・ 農地転用につき県知事が許可する場合の申請書の受理、送付、意見書の添付等
- ・ 農地等の利用関係の調整等
- ・ 農業者年金事務 等

3 委員(農業委員会等に関する法律第4条)

「農民の選挙によって選出される選挙による委員」と「市町村長によって選任される選任による委員」とで構成

(1) 選挙による委員(農業委員会等に関する法律第7条、第8条、第15条)

- ・ 定数は、10人から40人までの間で条例で定める数
- ・ 選挙権・被選挙権は、区域内に住所を有する20歳以上、10アール以上の農地につき耕作の業務を営む者 等
- ・ 任期は3年
静岡県 40人(任期:H16.4.1~H19.3.31)
蒲原町 10人(任期:H14.7.20~H17.7.19)
由比町 11人(任期:H14.7.20~H17.7.19)

(2) 選任による委員(農業委員会等に関する法律第12条)

市町村長は、下記の者を委員として選任しなければならない。

農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事:各1人

当該市町村の議会が推薦した学識経験を有する者:5人以内

静岡県:農業協同組合推薦2人(静岡県農業協同組合、しみず農業協同組合)

農業共済組合推薦委員1人(静岡県中部農業共済組合)

議会推薦委員5人

蒲原町:農業協同組合推薦1人(するが路農業協同組合)

農業共済組合推薦委員0人

議会推薦委員2人

由比町:農業協同組合推薦1人(するが路農業協同組合)

農業共済組合推薦委員0人

議会推薦委員3人

4 会長(農業委員会等に関する法律第5条)

委員の互選で決定(選挙による委員、選任による委員のいずれでも可)

5 職員(農業委員会等に関する法律第20条)

農業委員会の事務に従事させるため、職員が置かれ、事務局を構成する。

職員は、農業委員会によって任免される。

8 地方税の取扱い

合併関係市町村の相互の間で地方税の賦課に関し著しい不均衡があることなどにより、合併後直ちに合併市町村の全区域に渡って均一の課税をすることが、かえって、住民の負担にとって不均衡が生じると考えられる場合には、合併特例法第10条第1項の規定により、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができるとされている。

なお、同条第3項の規定により、合併関係市町村のいずれかが合併の日の前日において市街化区域農地の宅地並課税の対象となっている場合で(静岡市の場合は、政令指定都市に移行後であれば対象となる。)、合併の日の前日において、編入される合併関係市町村の区域内に所在する宅地並課税の対象ではない市街化区域農地であり、合併の日の属する年の翌年度から宅地並課税の対象となるものについては、合併の日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分の固定資産税又は都市計画税について、宅地並課税を適用しないとされている。

(参考) 静岡市、蒲原町及び由比町における市・町税の税率比較(平成16年4月1日現在)

		静岡市	蒲原町	由比町
住民税	個人住民税 (均等割)	3,000円	3,000円	3,000円
	個人住民税 (所得割)	標準税率	標準税率	標準税率
	法人住民税 (均等割)	標準税率	標準税率	標準税率
	法人住民税 (法人税割)	12.3%	12.3%	12.3%
固定資産税		1.4%	1.4%	1.4%
軽自動車税		標準税率	標準税率	標準税率
市町村たばこ税		一定税率 (売り渡し本数1,000本につき2,977円。ただし、旧3級品は同1,412円)		
鉱産税		価格の1% (200万円以下の場合0.7%)	課税客体なし	
特別土地保有税		課税停止中(平成15年税法改正)		
入湯税		1人1日150円	課税客体なし	
事業所税	資産割 (免税点:事業所床面積 1,000㎡以下)	600円/㎡	(旧清水市域) H21.3.31までに課税標準 の算定期間が終了する事業 まで課税免除	-
	従業者割 (免税点:従業者数100人以下)	従業者給与総額の0.25%		-
都市計画税		0.3%	0.2%	-
			都市計画区域はあるが、市街化区域はなし(未線引き)。 条例で区域を指定して課税。	都市計画区域はあるが、市街化区域はなし(未線引き)。

【資料】蒲原町及び由比町で新たに市街化区域に設定された地域の 固定資産税及び都市計画税の取扱い

政令指定都市の都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域に区分すること（以下「線引き」という。）が都市計画法第7条第1項第2号で義務付けられている。したがって、蒲原町及び由比町が静岡市と合併する際には、線引きが必要となる。

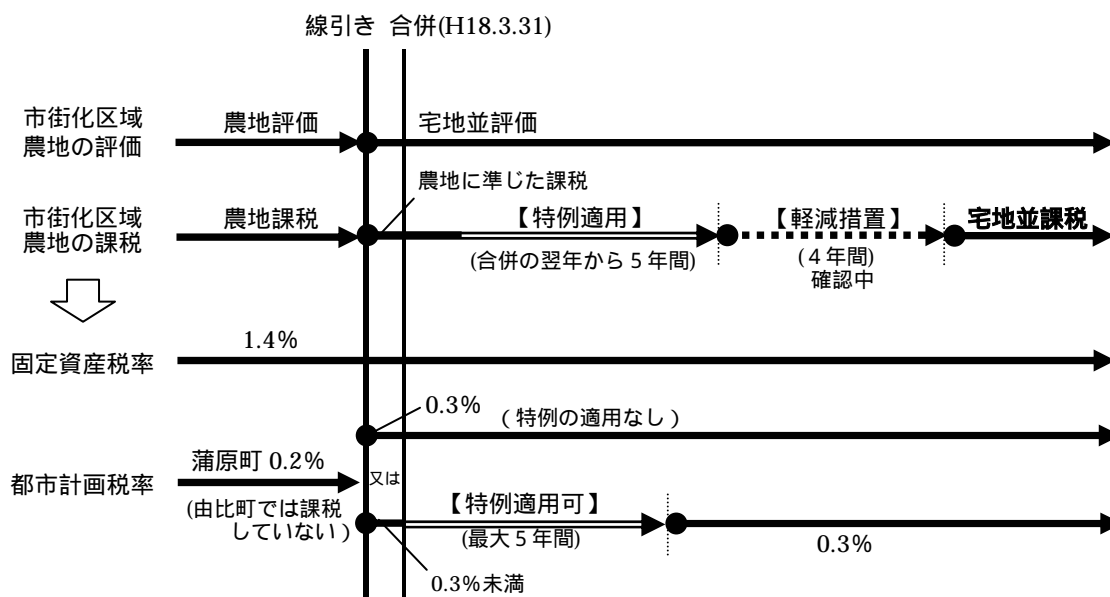
市街化区域に所在する土地及び家屋については、固定資産税に加えて、都市計画税が課税されることになるが、静岡市が3大都市圏の特定市であるため、市街化区域農地の固定資産税及び都市計画税が宅地並に課税されることとなる。

ただし、急激な税負担の上昇とならないよう、次のような措置が講じられている。

合併特例法及び地方税法等の規定に基づく措置

合併前に線引きが行われた場合には、合併特例法第10条第3項の規定により、合併した年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分（平成19～23年度）について、市街化区域農地でも農地に準じた課税がされる。そして、地方税法附則第19条の3第1項及び同法施行令附則第14条の7第1項の規定に基づき、4年間の段階的な軽減措置（関係機関に確認中）が講じられた後に、宅地並に課税されることになる。

また、市と両町との間で合併直前の都市計画税率に差異があった場合には、合併特例法第10条第1項の規定に基づき、合併した年度及びこれに続く5年度（実質、平成18～22年度）に限り、その差異を限度として課税免除又は不均一課税をすることができる。



現在、蒲原町は線引きをしていないため、条例に基づき、都市計画区域全域を対象に都市計画税を課している。

10 地域審議会と地域自治組織の取扱い

地域審議会と地域自治組織の比較表

区 分	地 域 審 議 会	地 域 自 治 組 織	
		地 域 自 治 区	合 併 特 例 区
		合併に際しての特例制度	
根拠法令	現行合併特例法 合併特例等に関する法律（新法）	改正合併特例法 合併特例等に関する法律（新法）	改正合併特例法 合併特例等に関する法律（新法）
法人格	なし	なし	あり（特別地方公共団体）
設置区域	旧市町村単位	旧市町村単位(合同も可)	旧市町村単位(合同も可)
設置方法	合併関係市町村の各議会の議決を経て、協議で定める。	合併関係市町村の各議会の議決を経て、協議で定める。	合併関係市町村の各議会の議決を経て、協議で規約を定め、知事の認可を受けて設置
設置期間	合併関係市町村の協議で定める期間(先進事例では概ね10年)	合併関係市町村の協議で定める期間	合併関係市町村の協議で定める期間(5年以下)
規約	<p>地域審議会の設置期間、構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、合併関係市町村の協議で定める。</p>	<p>事務所の位置、名称及び所管区域、地域協議会の構成員の任期、定数その他の地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、合併関係市町村の協議で定める。</p> <p>地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、合併関係市町村の協議で定める。</p>	<p>次の事項を規約で規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 ・ 区域 ・ 設置期間 ・ 処理する事務 ・ 公の施設の設置及び管理を行う場合にあつては、当該公の施設の名称及び所在地 ・ 事務所の位置 ・ 長の任期 ・ 合併特例区協議会の構成員の合併市町村の長による選任及び解任の方法並びに任期 ・ 合併特例区協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法 ・ 合併特例区協議会の組織及び運営に関する事項

法による特例項目関連資料

区分	地域審議会	地域自治組織	
		地域自治区	合併特例区
		合併に際しての特例制度	
規約の変更	合併後に、協議により定められた事項を変更する場合は、条例で定めなければならない。(設置期間の変更を行うことは、適当ではないと解されている。)	合併後に、協議により定められた事項を変更する場合は、条例で定めなければならない。	(1)合併市町村と合併特例区との協議によって定め、知事の認可を受けなければならない。 (2) (1)の協議については、合併市町村にあつては議会の議決、合併特例区にあつては合併特例区協議会の同意が必要
機能	合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる。	合併市町村の長の権限に属する事務を分掌し、地域の住民の意見を反映させつつ処理する。	次の事務のうち、規約で定めるものを処理する。 (1)合併関係市町村において処理されていた事務であつて、合併後の一定期間当該合併関係市町村の区域であつた地域を単位として処理することが当該事務の効果的な処理に資するもの (2)合併関係市町村の区域であつた地域の住民の生活の利便性の向上等のため、合併後の一定期間当該合併特例区が処理することが特に必要と認められる事務
事務所		(1)地域自治区に事務所を置く (2)事務所の位置、名称及び所管区域は、合併関係市町村の協議で定める。	事務所の位置は、合併関係市町村の協議により規約で定める。
区長等		(1) 事務所長(事務吏員) (2)事務所長に代えて区長(特別職)を置くことができる。 (3)区長は、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、合併市町村の長が選任	(1)合併特例区長 (2) 合併特例区長は、市町村長の被選挙権を有する者のうちから、合併市町村の長が選任 (3) 合併特例区長は、合併市町村の助役、指定都市の区長又はその出張所長と兼ねることができる。

法による特例項目関連資料

区分	地域審議会	地域自治組織	
		地域自治区	合併特例区
		合併に際しての特例制度	
			<p>(4)合併特例区長は、合併特例区を代表し、その事務を総理する。</p> <p>(5) 合併特例区長は、その権限に属する事務に関し、合併特例区規則を制定することができる。</p>
区長等の任期		区長(特別職)を置いた場合は、2年以内で合併関係市町村の協議で定める期間	2年以内で規約で定める期間
職員		合併市町村の職員	合併市町村の職員のうちから、当該合併市町村の長の同意を得て、合併特例区長が命ずる。
予算	合併市町村の予算	合併市町村の予算	<p>(1)合併市町村は合併特例区の運営について必要と認める予算上の措置を講ずる。</p> <p>(2)合併特例区長は、予算を作成する。</p> <p>(3)合併特例区は、課税権、起債権を有さない。</p>
協議会等の設置	地域審議会	地域協議会	合併特例区協議会
協議会等の権限	市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる	<p>(1)次に掲げる事項のうち、合併市町村の長その他市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、合併市町村の長その他市町村の機関に意見を述べるができる。</p> <p>地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項のほか、市町村が処理す</p>	<p>(1)合併特例区が処理する事務及び地域振興等に関する施策の実施その他の合併市町村が処理する事務であって当該合併特例区の区域に係るものに関し、合併市町村の長その他の機関若しくは合併特例区の長により諮問された事項又は必要と認める事項について、審議し、合併市町村の長その</p>

法による特例項目関連資料

区分	地域審議会	地域自治組織	
		地域自治区	合併特例区
		合併に際しての特例制度	
		<p>る地域自治区の区域に係る事務に関する事項</p> <p>市町村の事務処理にあつての地域自治区の住民との連携の強化に関する事項</p> <p>(2) 合併市町村の長は、合併関係市町村の協議で定める市町村の施策に関する重要事項であつて地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(3) 合併市町村の長その他市町村の機関は、(1)及び(2)の意見を勧告し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>他の機関又は合併特例区の長に意見を述べることができる。</p> <p>(2) 合併市町村の長は、規約で定める合併市町村の施策に関する重要事項であつて合併特例区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(3) 合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長は、(1)及び(2)の意見を勧告し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。</p>
協議会等の構成員の選任	合併関係市町村の協議で定める。	地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、合併市町村の長が選任	合併特例区の区域内に住所を有する者で合併関係市町村の議会の議員の被選挙権を有する者のうちから、規約で定める方法により合併市町村の長が選任
協議会等の構成員の任期	合併関係市町村の協議で定める期間(先進事例では2年程度)	4年以内で合併関係市町村の協議で定める期間	2年以内で規約で定める期間
協議会等の会長・副会長	合併関係市町村の協議で定める。(先進事例では、会長、副会長は委員の互選)	<p>(1)会長、副会長を置く。</p> <p>(2)会長、副会長の選任及び解任の方法は、合併関係市町村の協議で定める。</p> <p>(3)任期は、構成員の任期による。</p>	<p>(1)会長、副会長を置く。</p> <p>(2)会長、副会長の選任及び解任の方法は、規約で定める。</p> <p>(3)任期は、構成員の任期による。</p>

法による特例項目関連資料

区分	地域審議会	地域自治組織	
		地域自治区	合併特例区
		合併に際しての特例制度	
協議会等の 構成員の報酬	各種委員の報酬(先進事例)	報酬を支給しないこととすることができる。	報酬を支給しないこととすることができる。
協議会等の 定数等	構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は合併関係市町村の協議で定める。	構成員の定数その他の地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、合併関係市町村の協議で定める。	構成員の定数その他の合併特例区協議会の組織及び運営に関し、必要な事項は規約で定める。
住所の表示		地域自治区の名称を冠する	合併特例区の名称を冠する。
解散	設置期間満了により解散	設置期間満了により解散	設置期間満了により解散

一般項目協議資料

一般項目

項 目	概 要	協 議 結 果
12 一部事務組合等の取扱い	合併前の自治体が加入している一部事務組合のほか、協議会等(静庵地区広域市町村圏協議会等)を構成している他の加盟団体との協議が必要になるため、合併後の取扱いについて基本的な考え方を協議する。	
13 使用料、手数料等の取扱い	各自治体に存在する同一目的の施設や、同一の種類的事务についての使用料、手数料等の取扱いについて基本的な考え方を協議する。	
14 国民健康保険事業の取扱い	国民健康保険事業の取扱いについて基本的な考え方を協議する。	
15 組織及び機構	編入合併の場合は、編入する自治体の組織及び機構を適用することになるが、合併に伴い変更が必要となる組織及び機構の取扱いについて基本的な考え方を協議する。	
16 特別職の職員の身分	編入合併の場合は、編入する自治体の特別職の職員の身分に変更はなく、編入される自治体の特別職の職員はすべてその身分を失う。	
17 条例・規則の取扱い	編入合併の場合は、編入する自治体の条例・規則を適用することになるが、合併に伴い制定、改廃が必要となる条例・規則の取扱いについて基本的な考え方を協議する。	

項 目	概 要	協 議 結 果
18 公共的団体等の取扱い	<p>農林水産業関係団体、商工業関係団体、文化団体、体育団体、厚生福祉関係団体等の公共的団体等の取扱いについては、地方自治法第157条第1項で「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。」と規定されていることから、その統合に向けた基本的な考え方を協議する。</p>	
19 補助金、交付金等の取扱い	<p>各自治体の各種団体に対して、補助金や交付金等を交付する措置を講じているが、これらの補助金や交付金等はそれぞれの団体の特性により交付条件が異なっている。</p> <p>そこで、合併後の団体の円滑な活動を確保する必要があるため、合併後の補助金、交付金等の取扱いについて基本的な考え方を協議する。</p>	
20 行政連絡機構の取扱い	<p>行政連絡の基礎となる町内会・自治会組織をどのように取扱うのか、その基本的な考え方を協議する。</p>	
21 町・字名の取扱い	<p>各自治体の町名の取扱いについて、どのように調整するのか。特に、同一町名の場合の取扱いをどのようにするのかについて基本的な考え方を協議する。</p>	
22 各種福祉制度の取扱い	<p>各自治体の各種福祉制度を調整するにあたり、その基本的な考え方を協議する。</p>	
23 慣行の取扱い	<p>編入合併の場合は、編入する自治体の慣行を適用することが多いが、編入される自治体独自の慣行の取扱いについて基本的な考え方を協議する。</p>	

項 目	概 要	協 議 結 果
24 保健衛生事業の取扱い	保健所事業、保健センター事業等の保健衛生業務の実施・調整について基本的な考え方を協議する。	
25 清掃事業の取扱い	ごみ収集・処理事業、し尿収集・処理事業の実施・調整について基本的な考え方を協議する。	
26 各種産業制度の取扱い	商工金融制度や農林水産業関係の諸制度などの各種産業制度の取扱いについて基本的な考え方を協議する。	
27 教育制度の取扱い	学校給食事業、公民館事業等について基本的な考え方を協議する。	
28 消防団の取扱い	消防団の組織、任用基準等について基本的な考え方を協議する。	
29 上水道事業の取扱い	上水道施設、水道料金等の取扱いについて基本的な考え方を協議する。	
30 下水処理事業の取扱い	合併後の下水処理方法について基本的な考え方を協議する。	
31 各種事務事業の取扱い	合併後の各種事務事業の取扱いについて基本的な考え方を協議する。	
32 その他	前項までの項目以外に合併協議会での協議が必要な項目が生じた場合、その基本的な考え方を協議する。	

1 2 一部事務組合等の取扱い

すり合わせ方針（案）

由比町、蒲原町の一部事務組合等の主なもの（平成 16 年 4 月 1 日現在）

1 一部事務組合

一部事務組合	設 置	処理事務	設置団体
共立蒲原総合病院組合 （看護師養成所併設）	S30.10.1	病院の経営・看護師の養成 等 富士川町中之郷 職員数：413人（外臨時61人） （外パート62人）	富士川町 蒲原町 由比町 芝川町
庵原郡環境衛生組合	S36.12.25	し尿・ごみ・斎場の運営 ・し尿・ごみ処理施設：富士川町中之郷 ・最終処分場：由比町東山寺 ・斎場：蒲原町蒲原 ・職員数：18人（外臨時3人） （外パート1人）	富士川町 蒲原町 由比町
庵原地区消防組合	S45.4.1	消防・救急業務 ・由比町（庵原消防署） 1 ・富士川町（富士川分署） 1 ・蒲原町 0 ・職員数：66人（外臨時2人）	富士川町 蒲原町 由比町
県道富士宮由比線市町 道富士川由比線道路組 合	S35.3.31	県道富士宮由比線の要望活動及び市町 道富士川由比線の維持管理	富士宮市 富士川町 由比町

2 法定協議会

名 称	概 要
静庵地区広域市町村圏協 議会	<p>静清庵地区広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定等を行うため、静岡市、清水市、富士川町、蒲原町、由比町により、地方自治法第 252 条の 2 に基づく協議会として、昭和 47 年に設置された。</p> <p>その後、平成 15 年の静岡市と清水市の合併により、構成市町は 1 市 3 町となった。</p>

3 任意の協議会のうち、次の基準による主なもの

- ・ 地方公共団体のみで構成されているもの
- ・ 静岡市、蒲原町、由比町以外の団体が構成員となっているもの
- ・ 住民生活に関係の深い事務の処理を目的としたもの

一般項目関連資料

蒲原町・由比町

名 称	概 要
静庵地域医療協議会	県・静岡・庵原医療圏域の医療計画・整備に関する協議。 静岡県、静岡市、庵原郡 3 町で組織
静岡県住宅建設推進協議会	公的施設住宅の建設の促進及び管理事務の合理化並びに住環境整備事業促進を図るとともに、その質的向上を図る。 県内69市町村で組織
静岡地区戸籍住民基本台帳事務協議会	戸籍住民基本台帳事務の研究、統一及び相互連携の緊密化を図る。 静岡市、蒲原町及び由比町を含む県中部の 4 市 8 町で組織
静岡県外国人登録事務協議会	外国人登録事務の研究、改善及び円滑な実施に資する。 県内市町村で組織
静岡地方税務研究会	静庵地区における税務行政の協力体制の強化と職員の能力向上を図り、税務行政の運営に寄与する。 静岡財務事務所、静岡市及び庵原郡 3 町で組織
中部圏域ごみ処理広域化推進協議会	中部圏域ごみ処理広域化計画の策定及びこれに基づく計画的かつ広域なごみ処理体制の整備を図る。 静岡市、庵原郡 3 町及び庵原郡環境衛生組合で組織
東駿河湾工業用水道協力会	東駿河湾工業用水事業の健全な発展と岳南地区、静庵地区の発展と住民生活の向上を図る。 静岡市、富士市及び庵原郡 3 町で組織

4 財産区

該当なし

5 公社

(1) 公法人たる公社

該当なし

(2) その他の公社

該当なし

6 第 3 セクター

蒲原町・由比町

名 称	概 要
(株)トーカイ・ブロードバンド・コミュニケーションズ	昭和 4 7 年設立 資本金 2 0 億 9 , 7 0 0 万円 (蒲原町出資金 3 0 万円、由比町出資金 3 0 万円) 新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業による国庫補助金を受け、庵原郡内のケーブルテレビ基盤の充実を図る。

一部事務組合の概要

項目	組合名	共立蒲原総合病院組合	庵原郡環境衛生組合	庵原地区消防組合	県道富士宮由比線、市町道 富士川由比線道路組合	
組織概要	構成団体	蒲原町、富士川町、由比町、芝川町 富士川町中之郷2,500番地の1	富士川町、蒲原町、由比町 富士川町中之郷2,132番地の4	富士川町、蒲原町、由比町 由比町由比字片岸716番地の1	富士宮市、富士川町、由比町 富士宮市弓沢町150番地 (富士宮市役所内)	
	所在地	介護老人保健施設 富士川町 看護専門学校 富士川町	し尿処理施設 富士川町 ごみ処理施設 富士川町 火葬場施設 蒲原町 最終処分場施設 由比町	富士川分署 富士川町		
	管理者	富士川町長	蒲原町長	由比町長	富士宮市長	
	設置日	昭和30年10月1日	昭和36年12月25日	昭和45年4月1日	昭和35年3月31日	
	議員数	17人(芝川町2人、他3町は各5人)	12人(各4人)	12人(各4人)	12人(各4人)	
	職員数(H16.4.1)	413人(他に臨時・パート123人)	18人(他に臨時・パート4名)	66人(他に臨時2人)	13人(全員兼務職員)	
	職員の内訳	医師42人、看護師等220人、薬剤師等67人、事務・介護・労務等84人	事務・労務等18人	消防士66人		
	経費負担	構成団体	【負担割合】 人口割による 病院・看護専門 学校分賦金の ほか2事業の (介護老人保健 施設、介護認定 審査事務)の分 賦金の合計	【負担割合】 施設利用状況 に応じた経常費 負担金のほか2 種類(均等割負 担金、特別負担 金の負担金の 合計	【負担割合】 人口割 (国勢調査)	【負担割合】 均等割
		平成15年度 (単位：千円)	251,312	181,017	201,869	200
		由比町	157,800	134,920	150,268	200
富士川町	291,651	224,943	260,702	200		
芝川町	20,486	540,880	612,839	600		
合計	721,249	20,042,377円(剰余金) (H13年度繰越金3,023,230円含む)	5,117,853円(剰余金) (H13年度繰越金4,259,146円含む)	1,994,192円(剰余金) (H13年度繰越金1,855,165円含む)		
財政状況	平成14年度末	1,290,555,711円(欠損金) (内介護老人施設53,041,981円)	724,183,958円	664,600,000円	なし	
	起債未償還残高	4,967,201,350円(病院)	575,637,810円(し尿処理施設)	664,600,000円 (消防本部、庵原消防、富士川分署)		
	起債未償還残高の内訳	1,079,422,955円(看護専門学校建物)	103,607,358円(ごみ処理施設)			
資産の状況	【施設】(耐用年数の到来期、耐用年数)構造、建設年月	1,636,063,632円(介護老人保健施設)	44,938,790円(最終処分場)			
	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令に準じ、算定した耐用年数」	【病院】(H34.4、耐年39年) 鉄筋鉄骨造5階建S58.5、H10.4 【介護老人保健施設】(H63.6、耐年50年) 鉄筋鉄骨造地下1階地上3階建(H13.6) 【看護専門学校】(H54.4、耐年47年) 鉄筋コンクリート造4階建(H7.4)	【し尿処理施設】(H35.7、耐年30年) 鉄筋コンクリート造地下1階地上2階(H5.7) 【ごみ処理施設】(H22.4、耐年30年) 建設面積：鉄筋コンクリート造(S55.4) 【火葬場施設】(H28.4、耐年30年) 鉄筋コンクリート造平屋建(S61.4) 【最終処分場施設】 敷地面積15,098㎡(H3.4)	【庵原消防署】(H60.4、耐年50年) 鉄筋コンクリート造3階建(H10.4) 訓練塔、鉄筋コンクリート造 5階建 【富士川分署】(H60.4、耐年50年) 鉄筋コンクリート造2階建(H10.4)		

1 3 使用料、手数料等の取扱い

すり合わせ方針（案）

1 使用料（地方自治法第225条）

普通地方公共団体は、第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（第238条の4第4項「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」）

2 手数料（地方自治法第227条）

普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

3 主な使用料徴収施設

静岡市	蒲原町	由比町
公民館	斎場（一部事務組合）	
体育館	公民館	中央公民館
市立学校グラウンド夜間照明施設	体育館	町民体育館
女性会館	町立学校グラウンド夜間照明施設	社会体育用夜間照明施設
市民文化会館	福祉センター	由比駅前駐輪場
清水文化センター	コミュニティセンター	東海道広重美術館
アートギャラリー		由比本陣記念館
市民ギャラリー		青少年野外センター
音楽館		スポーツ公園テニスコート
総合運動場		老人福祉センター
城北運動場		保健センター
蛇塚スポーツグラウンド		
中央子育て支援センター		
勤労者福祉センター		
駿府匠宿		
ふれあい健康増進館		
駐車場		
少年自然の家		
清水海洋活動センター		

一般項目関連資料

4 主な手数料

項 目		静岡市	蒲原町	由比町
戸籍	抄本（個人）	450 円	450 円	450 円
	謄本（全員）	450 円	450 円	450 円
	除籍・原戸籍（個人）	750 円	750 円	750 円
	除籍・原戸籍（全員）	750 円	750 円	750 円
	附票抄本（個人）	300 円	300 円	300 円
	附票謄本（全員）	300 円	300 円	300 円
	身分証明書	300 円	300 円	300 円
住民票	抄本（個人）	300 円	300 円	300 円
	謄本（全員）	300 円	300 円	350 円
	記載事項証明	300 円	300 円	300 円
印鑑登録 証明書	交付手数料	300 円	300 円	300 円
	手帳（印鑑登録証）発行	300 円	無料	無料
	手帳（印鑑登録証）再発行	300 円	400 円	400 円
資産	評価・公課（土地家屋）証明	300 円 同一の納税義務者について同時に 2 件以上証明する場合は 2 件目以降 1 件 100 円加算	300 円 評価証明は、1 件増す毎に 50 円を増徴	
	台帳閲覧 （地方税法第 382 条の 3）		300 円	300 円
	地籍図	A3・1 枚につき 300 円	閲覧 300 円 コピー 1 枚につき 20 円	300 円 コピー 1 枚につき 30 円
課税証明（所得証明）		300 円	300 円	300 円
納税証明	納税証明	300 円	300 円	300 円
	軽自動車継続検査用納税証明	無料	無 料 再発行 300 円	
公簿の閲覧		1 冊 300 円	1 回 300 円	1 冊 300 円
住宅用家屋証明		1 件 1,300 円	1 件 300 円	1 件 300 円
ごみ処理	分類数	5	6	8
	指定ごみ袋料金	45 ℓ、20 ℓ （小売店により料金異なる） 市の認定袋（スーパーのレジ袋等）は無料		大 45 ℓ 25 円 中 30 ℓ 20 円 小 20 ℓ 15 円 （ごみ処理手数料含む）
	指定ごみ袋使用範囲	可燃ごみ、缶	可燃ごみ	可燃ごみ
	粗大ゴミ処理手数料	無 料		無 料

主な公の施設

参考資料

静岡市	蒲原町	由比町
女性会館	西部コミュニティセンター	由比駅前駐輪場
生涯学習センター	東部コミュニティセンター	東海道広重美術館
日本平動物園	中央公民館	由比本陣記念館(御幸亭)
市民ギャラリー	福祉センター	由比本陣公園
静岡音楽館	児童館	児童館(子育て支援センター併設)
静岡科学館	体育館	由比保育園
博物館(美術館)(登呂、芹沢)	プール	入山保育園
市民文化会館	図書館	保健福祉センター(老人福祉センター・保健センター)
静岡市民文化会館前駐車場	西部保育園	町営住宅由比南団地
静岡アートギャラリー	東部保育園	町営住宅町屋原団地
清水文化センター	西小学校	町営住宅町屋原南団地
清水文化センター春日町駐車場	東小学校	町営住宅室野団地
清水文化センター上清水町駐車場	蒲原中学校	町営住宅阿僧団地
体育館(6)	保健センター	由比駅前公園
城北運動場	児童センター	陣笠山公園
西ヶ谷運動場	老人福祉センター	入山親水公園
有度山総合公園運動施設	旧五十嵐邸	由比中学校
ふれあい健康増進館「ゆらら」	日の出荘(公営住宅)	由比小学校
清水総合運動場	新栄荘A(公営住宅)	北小学校
日本平運動公園球技場・庭球場	新栄荘B(公営住宅)	由比幼稚園
清水蛇塚スポーツグラウンド	みはま荘(公営住宅)	由比町民体育館
清水ナショナルトレーニングセンター	中浜荘A(公営住宅)	由比川スポーツ公園
清水清見潟公園体育館・室内プール・トレーニング室	中浜荘B(公営住宅)	中央公民館
霊園(愛宕、沓谷、沼上、清水大平山)、納骨堂	大沢荘A(公営住宅)	青少年野外センター
斎場(静岡、清水)	大沢荘B(公営住宅)	水道施設
国民健康保険井川診療所	みはらし公園	
急病センター	日の出公園	
大川高齢者生活福祉センター	はまかせ公園	
井川高齢者生活福祉センター	中尾羽根親水公園	
老人福祉センター(7)	とめだしひがし公園	
有永グループホーム	榊形向高台公園	
養護老人ホーム(2)	新栄公園	
老人デイサービスセンター(清水有度、清水社会福祉会館)	諏訪第1公園	
老人憩の家(清水東部、清開さらく荘)	諏訪第2公園	
老人介護支援センター(清水有度、清水社会福祉会館)	なかよし公園	
世代間交流センター(清水北部、清水南部)	ふれあい公園	

静岡市	蒲原町	由比町
中央福祉センター	日産前公園	
清水社会福祉会館	西町コミュニティ公園	
公立保育所（４９園）	やよい公園	
中央子育て支援センター	水道施設	
児童館（８館）		
清水母子短期保護所		
桜の園（療護施設、福祉センター）		
ワーク春日（福祉ホーム、授産施設）		
清水ひびきワーク（授産施設）		
清水みなとふれあいセンター（福祉センター）		
桜の園（生活訓練ホーム）		
桜の園城北館（生活訓練ホーム）		
わらしなロッジ（生活訓練ホーム）		
清水なぎさホーム（生活訓練ホーム）		
わらしな学園（知的障害者更正施設）		
清水うなばら学園（知的障害者更正施設）		
足久保学園（知的障害者授産施設）		
清水うしおワーク（知的障害者授産施設）		
心身障害児福祉センター「いこいの家」（知的障害児通園施設）		
清水いっだ授産所（心身障害者小規模授産所）		
清水いっだ第二授産所（心身障害者小規模授産所）		
清水おじま授産所（心身障害者小規模授産所）		
清水うみのこセンター（母子療育訓練センター）		
保健福祉センター（７センター）		
清水保健センター		
動物愛護館		
勤労者福祉センター		
清水港海づり公園		
港湾会館清水日の出センター		
高等技能学校		
駿府匠宿		
清水勤労者総合福祉センター（清水テルサ）		
清水産業・情報プラザ		
温泉浴場（４）		
梅ヶ島コンヤの里レクリエーション施設		
畑薙ロッジ		
南アルプス井川オートキャンプ場		

静岡市	蒲原町	由比町
南アルプス井川観光会館		
静岡林業センター		
蘆科都市山村交流センター		
日影沢親水園		
清水三保海の家		
清水三保コース・ホステル		
清水港船宿記念館		
坐漁荘		
清水農村環境改善センター		
用宗フィッシャリーナ		
静岡ヘリポート		
市営駐車場(清水駅西口、東口、清水折戸、草薙駅前、エキパ)		
市営駐輪場(14)		
市営住宅(66団地、2店舗)		
清水防災センター		
学校(幼15、小85、中41、高3)		
教育センター		
学生寮		
青少年の家(2)		
少年自然の家(2)		
公民館(28館)		
図書館(9館)		
視聴覚センター(2館)		
静岡市立病院(2)		
看護専門学校(2)		
簡易水道施設(23施設)		
スポーツ広場(4)		
清水駅東口クライミング場		
キャンプ場(3)		
市立病院駐車場(2)		
農業集落排水施設(6)		
営農飲雑用水施設		
清水森林公園		
清水魚市場		
清水漁民会館		
改良住宅(11)		
海外引揚者住宅		

静岡市	蒲原町	由比町
特定公共賃貸住宅(2)		
勤労青年ホーム(2)		
青年研修センター		
海洋活動センター		
文化財資料館		
公園		
水道施設		
下水道施設		
清水勤労者福祉センター		

一般項目関連資料

1 4 国民健康保険事業の取扱い

すり合わせ方針（案）

1 保険給付の現況（平成 16 年 4 月 1 日現在）

区 分	静岡市	蒲原町	由比町
給付割合	7 割	7 割	7 割
出産育児一時金	300,000 円	300,000 円	300,000 円
葬祭費	50,000 円	50,000 円	50,000 円

2 保険料（税）の現況

区 分	静岡市	蒲原町	由比町	
賦課年月日	平成 16 年 4 月 1 日	平成 16 年 4 月 1 日	平成 16 年 4 月 1 日	
賦課方法	保険料	保険税	保険税	
算定方式	旧ただし書方式	旧ただし書方式	旧ただし書方式	
仮算定	無	有	有	
納期	6 月末～3 月末までの毎月末 10 回	4 月末 6 月末(仮算定) 8 月～2 月末の偶数月末	4 月末 6 月末(仮算定) 8 月～2 月末の偶数月末	
本算定	-	8 月初～中旬に送付	8 月初～中旬に送付	
保険料（税）率				
医 療 分	所得割額	基礎控除後所得の 6.1%	基礎控除後所得の 4.87%	基礎控除後所得の 5.14%
	資産割額	25%	34.63%	35.00%
	均等割額	28,800 円	17,000 円	24,500 円
	平等割額	24,600 円	19,800 円	28,700 円
	賦課限度額	530,000 円	530,000 円	530,000 円
	1 人当たり保険料(税)	77,662 円	69,550 円	80,973 円
介 護 分	所得割額	基礎控除後所得の 1.2%	基礎控除後所得の 1.1%	基礎控除後所得の 0.65%
	資産割額	-	7.49%	6.60%
	均等割額	9,900 円	4,500 円	5,200 円
	平等割額	-	3,700 円	3,800 円
	賦課限度額	80,000 円	80,000 円	80,000 円
	1 人当たり保険料(税)	19,662 円	22,148 円	20,711 円

蒲原町及び由比町の保険税は、一昨年の所得に基づいた仮算定数字で、現在、前年度所得に基づいた本算定を実施中

3 被保険者数等

区 分	静岡市	蒲原町	由比町
被保険者数(平成 16 年 3 月末)	262,439 人	5,219 人	4,077 人
財政援助的な一般会計繰入金(H14 決算)	376,679 千円	20,557 千円	30,000 千円

1 5 組織及び機構

すり合わせ方針（案）

政令指定都市については、組織上の特例として、地方自治法第252条の20第1項で区及び区の出張所の設置について次のように規定されている

「指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする。」

静岡市における区役所の業務（予定）

1 本庁と区役所の役割

- ・ 本庁は、全市に関係する基本的な方針や政策的な意思を決定し、区役所はその方針に基づき事務事業を実施
- ・ 区役所は市民生活にかかわりの深いサービスの提供を行なうとともに、市民に最も身近な行政機関として、地域の振興に関する総合窓口となり、コミュニティづくりや自治振興の業務を行なう。

2 区役所の主な仕事

課 名	主 な 業 務
地域総務課	区役所のとりまとめ業務、選挙業務、文書業務、職員厚生業務
まちづくり推進課	地域振興業務、町内会・自治会との連絡調整業務、区民からの相談業務
戸籍住民課	各種証明書の交付業務、戸籍・住民基本台帳業務
国保年金課	国民健康保険業務、国民年金業務
納税課	市税の徴収業務
市民税課	個人市民税（普通徴収分）・軽自動車税の賦課業務
資産税課	固定資産税（土地・家屋）・都市計画税の賦課業務、市税証明業務
社会福祉課	生活困窮者の支援・保護及び地域福祉業務
保育児童課	児童手当業務、母子家庭等支援業務、家庭児童相談業務、保育園入所業務
障害者支援課	障害者支援サービス業務
高齢介護課	高齢者支援サービス業務、介護保険業務
会計課	会計審査業務